

基安安発0530第4号

平成25年5月30日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

食品加工用機械に係る労働安全衛生規則の
一部を改正する省令等の周知について

標記については、平成25年4月12日付け基発0412第13号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」により通知したところですが、関係団体に対しても、別紙のとおり通知していることをお知らせします。

なお、パンフレットについては、本省のホームページに掲載するとともに、本省において印刷し、各局に配布する予定であることを申し添えます。

基安安発 0530 第 3 号

平成 25 年 5 月 30 日

別紙団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

食品加工用機械に係る労働安全衛生規則の
一部を改正する省令等の周知について

労働安全行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、厚生労働省においては、近年の食品加工用機械災害の発生状況を踏まえ、食品加工用機械による労働災害防止対策の強化等を図るために、別添のとおり、関係法令の改正を行ったところであり、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 58 号）が平成 25 年 4 月 12 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行されるところです。

つきましては、貴団体の傘下会員事業場等関係者に対する改正内容の周知を図られるとともに、本改正内容を踏まえ食品加工用機械等の労働災害防止対策の一層の推進を図って頂くようお願いします。

（別添）

- 平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 13 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(抄)」
- パンフレット（厚生労働省ホームページにも掲載予定）
- 参考資料
 - ・新旧対照表

送付先リスト（２５団体）

１ メーカー団体（４）

- （一社）日本機械工業連合会 会長
- （一社）日本食品機械工業会 会長
- 協同組合 日本製パン製菓機械工業会 理事長
- （一社）日本厨房工業会 会長

２ ユーザー団体（１９）

- （一社）日本食肉加工協会 会長
- （一社）日本パン工業会 会長
- 全日本パン協同組合連合会 会長
- 全日本菓子工業組合連合会 理事長
- 全国菓子工業組合連合会 理事長
- 全国飴菓子工業協同組合 理事長
- 全国製麺協同組合連合会 会長
- 全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会 代表理事会長
- 全国水産加工業協同組合連合会 代表理事会長
- （一社）日本惣菜協会 会長
- （一社）日本フードサービス協会 会長
- （一社）大阪外食産業協会 会長
- （公社）日本給食サービス協会 会長
- （一社）日本弁当サービス協会 会長
- 全国飲食業生活衛生同業組合連合会 会長
- （公社）日本べんとう振興協会 会長
- （公社）日本缶詰協会 会長
- 中央労働災害防止協会 会長
- 全国漁業協同組合連合会 代表理事会長

３ その他の団体（２）

- （一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 会長
- （公社）日本保安用品協会 会長



基発 0 4 1 2 第 1 3 号
平成 2 5 年 4 月 1 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(抄)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 25 年厚生労働省令第 58 号)が本日
公布され、車両系建設機械関係は同年 7 月 1 日から、食品加工用機械関係は同年 10
月 1 日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、
下記のとおりであるので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期
されたい。

記

第 1 改正の趣旨

1 食品加工用機械関係(第 2 編第 1 章関係)

- (1) 食品加工用機械を原因とする休業 4 日以上之死傷労働災害が年間 2,000 件程
度発生しており、その中には、指の切断など後遺障害が残る重篤なものも多く
含まれている一方で、その特性に応じた労働災害防止措置が規定されていない
ことから、食品加工用機械による労働災害の防止を図るために必要な措置を規
定したものである。
- (2) 食品加工用機械を含めた機械一般について、目詰まり等の調整時の労働災害
が多いことから、基準として必要な措置を規定したものである。

2 車両系建設機械関係 (略)

第 2 細部事項

1 食品加工用機械関係(第 2 編第 1 章関係)

(1) 食品加工用機械

ア 切断機及び切削機(第 130 条の 2、第 130 条の 3 及び第 130 条の 4 関係)

第 130 条の 2 の「食品加工用切断機又は食品加工用切削機」とは、スラ

イサー、チョップカッター、バンドソー等の刃部により、食品の原材料の切断又は切削を行う機械をいうこと。

第 130 条の 2 の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第 130 条の 2 の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部分が労働者の手の届く範囲にある場合をいうこと。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の機械の運転の停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状の押し板及び取出し器具が含まれること。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の「用具等」の「等」には、手動で送給する装置で可動部分との接触を確実に防止できるもの、両手操作式制御装置及び金属製又は特殊な化学繊維製の保護手袋が含まれること。ただし、保護手袋については、機械の危険性に応じて有効なものを選択する必要があること。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

イ 粉碎機及び混合機（第 130 条の 5、第 130 条の 6 及び第 130 条の 7 関係）

改正前の第 142 条は、食品加工用のものを含めた粉碎機及び混合機について、転落等の危険を防止する措置を規定したものであるが、第 3 節の 2 の新設に伴い、第 130 条の 5 において、食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機について必要な措置を規定したこと。なお、第 130 条の 5 と第 142 条において規定される措置の内容は同一であること。

改正前の第 143 条は、食品加工用のものを含めた粉碎機及び混合機について、内容物を取り出す場合の運転停止等の措置を規定したものであるが、第 3 節の 2 の新設に伴い、第 130 条の 7 において、食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機について必要な措置を規定したこと。なお、食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機については、連続的に加工を行いつつ、内容物の取り出すことが少なくなく、かつ、有効な用具等の使用によって十分に危険を防止できると考えられることから、作業の性質上、機械の運転停止が困難な場合に限らず、用具等の使用による内容物の取り出しを可能と

したこと。

食品加工用粉砕機及び食品加工用混合機については、連続的に加工を行いつつ、原材料を送給することが少なくなく、内容物を取り出す場合と同様の危険があることから、第 130 条の 6 において必要な措置を規定したこと。なお、原材料の送給が自動的に行われない構造の機械に原材料を送給する場合であっても、労働者に危険を及ぼすおそれのない場合があることから、機械の運転停止等の措置が必要となる場合を「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」に限定したこと。

第 130 条の 5 第 1 項の「食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機」とは、ミキサー、ミル、らいかい機等の回転する可動部分によって食品の原材料の粉砕、破砕、混合、混練又は攪拌を行う機械をいうこと。

第 130 条の 5 第 2 項の「開口部」には、転落のおそれのある開口部だけでなく、機械の可動部分を囲う容器の開放されている部分を含め、それを經由して労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合の当該開口部が含まれること。なお、第 142 条第 2 項の「開口部」についても、同様であること。

第 130 条の 5 第 2 項の「開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるとき」とは、機械の開口部及び可動部分の位置、大きさにより、労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合をいうこと。ただし、機械の駆動力等が次のいずれにも該当するなど、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。なお、第 142 条第 2 項についても同様であること。

(ア) 機械の駆動力が、労働者が自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること

(イ) 機械の駆動速度が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること

(ウ) 機械の可動部分の形状が、鋭利でないこと

第 130 条の 5 第 2 項の「蓋、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「蓋、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第 130 条の 5 第 2 項の「蓋、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

第 130 条の 6 第 1 項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、労働者が原材料を送給する位置や機械の開口部等の原材料を送給する部分の位置、大きさ、さらには機械の可動部分の位置、可動範囲から、原材料を送給する労働者の身体の一部が機械の可動部分に接触する可能性がある場合をいうこと。ただし、 の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当す

る場合は、これに含まれないこと。

第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の機械の運転の停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状のトレイ及び柄杓が含まれること。

第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の「用具等」の「等」には、可動部分の形状が鋭利でない機械に備え付けられたホールド・トゥ・ラン制御装置であって、労働者の身体の一部が接触しても負傷しない程度まで回転速度を下げて運転させることができるものが含まれること。

第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

ウ ロール機（第 130 条の 8 関係）

第 130 条の 8 の「食品加工用ロール機」とは、製麺用ロール機、製菓用ロール機等の食品の原材料を圧延する機械をいうこと。

「労働者に危険を及ぼすおそれのある部分」には、労働者の身体の一部が届くロール部が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者が自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。

第 130 条の 8 の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第 130 条の 8 の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び作業を行う労働者が自ら操作できる急停止装置が含まれること。ただし、当該急停止装置を設ける場合には、原材料の送給に必要な箇所を除き、覆い又は囲いを設ける必要があること。

食品加工用ロール機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

エ 成形機及び圧縮機（第 130 条の 9 関係）

改正前の第 147 条は、食品加工用のものを含めた射出成形機等について、労働者の身体の一部が挟まれることを防止する措置を規定したものであるが、第 3 節の 2 の新設に伴い、第 130 条の 9 において、食品加工用成形機及び食品加工用圧縮機について必要な措置を規定したこと。なお、食品加

工用成形機及び食品加工用圧縮機については、駆動力の小さいものがあり、労働者が身体の一部を挟まれたとしても労働者に危険を及ぼすおそれのない場合があることから、労働災害防止措置が必要となる場合を「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」に限定したこと。また、連続的に加工を行うことが少なくないことから、「戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置」ではなく、「覆い、囲い等」の設置を義務付けたこと。

第 130 条の 9 の「食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機」とは、おにぎりの成形機、マカロニの押し出し機、果実の圧搾機等の圧力を加えることによって食品の原材料の成形、型抜き、圧縮又は圧搾を行う機械をいうこと。

「挟まれること等」の「等」には、機械に巻き込まれることが含まれること。なお、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機には、回転することによって食品を加工するものがあるため、挟まれることだけでなく、巻き込まれることによる危険を防止する措置についても規定したこと。

「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」には、労働者の身体の一部が機械の成形部又は圧縮部に届く場合が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。

第 130 条の 9 の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第 130 条の 9 の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び両手操作式制御装置が含まれること。

(2) 一般基準関係 (第 107 条関係)

ア 機械の調整作業時においても、機械に巻き込まれる等の危険があることから、機械（刃部を除く。）の調整の作業について、掃除、給油、検査又は修理の作業と同様に、機械の運転停止等の措置を義務付けたこと。

イ 第 1 項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。

ウ 第 1 項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

エ 第 1 項ただし書の「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）の別表第 2 の 14（ 3 ）イに示されたものであること。

選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。

危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・トゥ・ラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによってのみ動作できること。

動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。

オ 第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。

カ 第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、同時に当該機械の起動装置に錠を掛けなければ、本項の要件を満たすことにはならないこと。

(3) その他の留意事項

ア 第2編第1章第3節の2に規定する機械(以下「食品加工用機械」という。)に設ける安全装置、覆い、囲い等については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第28条及び第29条の規定に基づく点検、整備、機能の保持等を徹底する必要があること。

イ 食品加工用機械を取り扱う労働者に対し、労働安全衛生規則第35条の雇入れ時等の教育の実施を徹底する必要があること。なお、同条第1項第1号から第4号までの事項に関する教育の省略が認められている飲食店においても、当該事項に関する教育を行うことが望ましいこと。

また、食品加工用機械の安全な取扱い方法を定めた作業手順書を作成し、これにより作業を行うよう労働者に対する教育を行うとともに、作業手順書に基づいて作業が行われていることを定期的に確認することが望ましいこと。

ウ 食品加工用機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分については、労働安全衛生規則第101条第1項及び第2項の規定に基づく覆い、囲い等の設置を徹底する必要があること。

2 車両系建設機械関係(第2編第2章第1節及び別表第三関係) (略)

3 附則関係

ア 施行期日(附則第1条関係)

この省令は、平成25年10月1日から施行すること。ただし、車両系建設機械関係は、平成25年7月1日から施行すること。

イ (略)

ウ 罰則に関する経過措置(附則第4条関係)

改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例によることとしたこと。

工（略）

食品加工用機械を使用して作業を行う事業者の皆さまへ 食品加工用機械を製造する製造者の皆さまへ

平成25年10月1日から、**食品加工用機械**についての規定を追加した
改正「労働安全衛生規則」が施行されます

平成25年10月1日から、食品加工用機械について、作業の特性に応じた安全対策を義務付けた労働安全衛生規則（以下「安衛則」という）が施行されます。
（平成25年4月12日に改正安衛則が公布されました。）

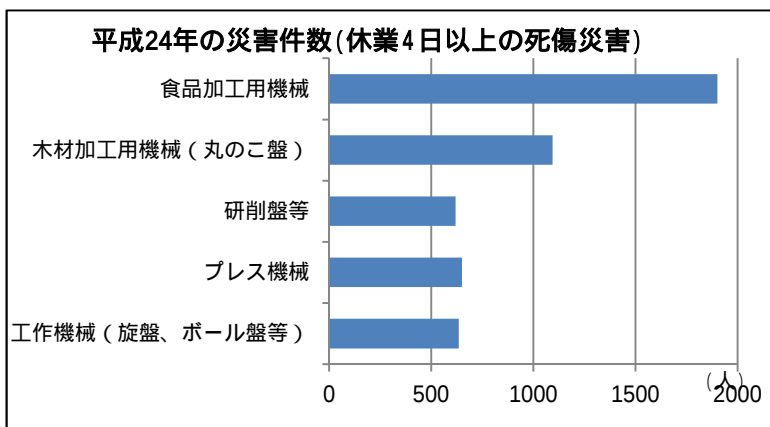
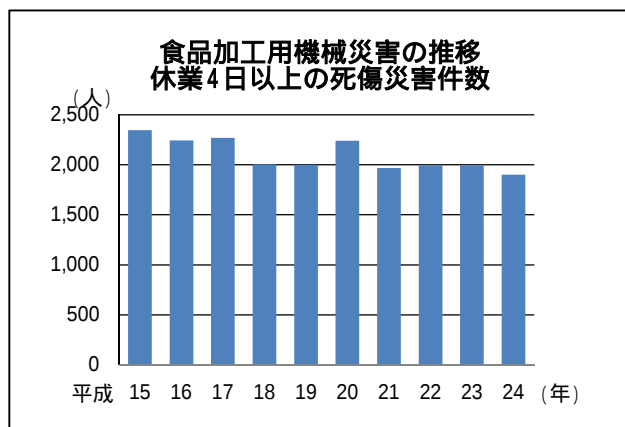
食品加工用機械による休業4日以上の死傷災害は、年間2,000件近く発生しており、他の産業機械による災害に比べ、特に多い状況にあります。

災害内容も、身体部位の切断や挫滅（組織がつぶれること。）により身体に障害が残る可能性のあるものが全体の1/4を占めています。

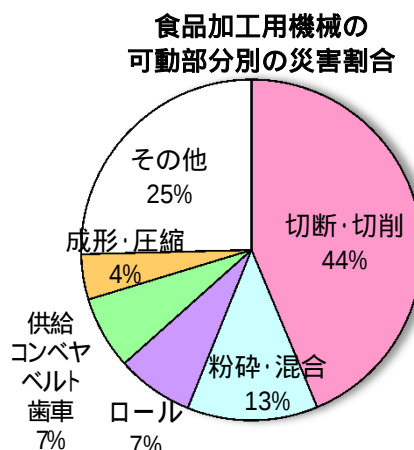
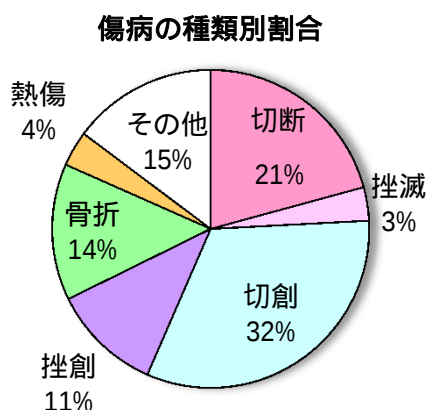
このような状況を踏まえ、機械の危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止、用具の使用などが義務付けられました。

改正安衛則の内容をまとめましたので、食品加工用機械の安全な使用のためにお役立てください。

災 害 件 数

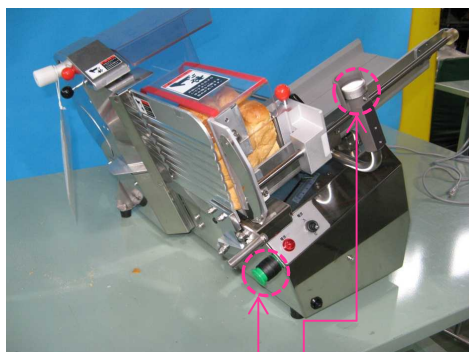


食品加工用機械による傷病及び災害原因となった機械の可動部分の内容（労働安全衛生総合研究所調べ）



食品加工用機械及び安全装置の事例

1 食品加工用切断機(両手操作式制御装置付きスライサー)



始動ボタン



2つのボタンを両手で操作している間のみ、刃が回転する。
(片手をボタンから離したときは刃が急停止。)

2 食品加工用粉碎機・混合機



インターロック機構(可動式覆いを閉じないと回転部が動かない機能)を有するミキサー



ホールド・トゥ・ラン制御装置(可動式覆いを開いた状態のときでも、ボタンを押している間に限り、低速で回転する。)を有するミキサー

3 イネーブル装置とホールド・トゥ・ラン制御装置



「イネーブル装置」

連続的に操作するとき、機械が機能することを許可するための補足的な手動操作装置(写真では黄色の部分で、適度に握った状態で稼働を許可し、手を握りしめても、手を離しても機械が停止する3ポジションタイプのもの。)

「ホールド・トゥ・ラン制御装置」

手動制御器を作動させている間に限り危険な機械機能を起動し、かつ、低速運転を維持する制御装置。(写真では人差指部のボタン)

1 食品加工用切断機・切削機の対策（安衛則第 130 条の2～4）

安衛則第130条の2(切断機等の覆い等)

事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

留意事項

平成25年4月12日付基発第0412第13号通達。以下「13号通達」といいます。

「食品加工用切断機又は食品加工用切削機」とは、スライサー、チョップカッター、バンドソー等の刃部により、食品の原材料の切断又は切削を行う機械をいうこと。

「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

安衛則第130条の3(切断機等に原材料を送給する場合における危険の防止)

- 1 事業者は、前条の機械(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

安衛則第130条の4(切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止)

- 1 事業者は、第130条の2の機械(原材料の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から原材料を取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

留意事項

「13号通達」

第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部が労働者の手の届く範囲にある場合をいうこと。

第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「機械の運転停止」に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状の押し板及び取出し器具が含まれること。

第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具等」の「等」には、手動で送給する装置で可動部分との接触を確実に防止できるもの、両手操作式制御装置及び金属製又は特殊な化学繊維製の保護手袋が含まれること。ただし、保護手袋については、機械の危険性に応じて有効なものを選択する必要があること。

第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

2 食品加工用粉砕機・混合機の対策（安衛則第130条の5～7）

安衛則第130条の5(粉砕機等への転落等における危険の防止)

- 1 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが90センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全带(労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号の安全带をいう。以下同じ。)を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。
- 3 労働者は、第1項ただし書きの場合において、安全带その他の命綱(以下「安全带等」という。)の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

留意事項

「13号通達」

第130条の5第1項の「食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機」とは、ミキサー、ミル、らいかい機等の回転する可動部分によって、食品の原材料の粉砕、破砕、混合、混練又は攪拌を行う機械をいうこと。

第130条の5第2項の「開口部」には、転落のおそれのある開口部だけでなく、機械の可動部分を囲う容器の開放されている部分を含め、それを經由して労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合の当該開口部が含まれること。なお、安衛則第142条第2項の「開口部」についても、同様であること。

第130条の5第2項の「開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるとき」とは、機械の開口部及び可動部分の位置、大きさにより、労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合をいうこと。ただし、機械の駆動力等が次のいずれにも該当するなど、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。なお、安衛則第142条第2項についても同様であること。

ア 機械の駆動力が、労働者の自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること。

イ 機械の駆動速度が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること。

ウ 機械の可動部分の形状が、鋭利でないこと。

第130条の5第2項の「蓋、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「蓋、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第130条の5第2項の「蓋、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

安衛則第130条の6(粉砕機等に原材料を送給する場合における危険の防止)

- 1 事業者は、前条第1項の機械(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

安衛則第130条の7(粉碎機等から内容物を取り出す場合における危険の防止)

- 1 事業者は、第130条の5第1項の機械(内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

留意事項

「13号通達」

第130条の6第1項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、労働者が原材料を送給する位置や機械の開口部等の原材料を送給する部分の位置、大きさ、さらには機械の可動部の位置、可動範囲から、原材料を送給する労働者の身体の一部が機械の可動部分に接触する可能性がある場合をいうこと。ただし、第130条の5の留意事項のアからウまでのいずれにも該当する場合は、これに含まれないこと。

第130条の6第1項及び第130条の7第1項の機械の運転の停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

第130条の6第1項及び第130条の7第1項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状のトレイ及び柄杓が含まれること。

第130条の6第1項及び第130条の7第1項の「用具等」の「等」には、可動部分の形状が鋭利でない機械に備え付けられたホールド・トゥ・ラン制御装置であって、労働者の身体の一部が接触しても負傷しない程度まで回転速度を下げて運転させることができるものが含まれること。

第130条の6第1項及び第130条の7第1項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

3 食品加工用ロール機の対策(安衛則第130条の8)

安衛則第130条の8(ロール機の覆い等)

事業者は、食品加工用ロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

留意事項

「13号通達」

第130条の8の「食品加工用ロール機」とは、製麺用ロール機、製菓用ロール機等の食品の原材料を圧延する機械をいうこと。

「労働者に危険を及ぼすおそれのある部分」には、労働者の身体の一部が届くロール部が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者が自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。

第130条の8の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第130条の8の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び作業を行う労働者が自ら操作できる急停止装置が含まれること。ただし、当該急停止装置を設ける場合には、原材料の送給に必要な箇所を除き、覆い又は囲いを設ける必要があること。

食品加工用ロール機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

4 食品加工用成形機・圧縮機の対策（安衛則第130条の9）

安衛則第130条の9（成形機等による危険の防止）

事業者は、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が身体の一部を挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等を設けなければならない。

留意事項

「13号通達」

第130条の9の「食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機」とは、おにぎりの成形機、マカロニの押し出し機、果実の圧搾機等の圧力を加えることによって食品の原材料の成形、型抜き、圧縮又は圧搾を行う機械をいうこと。

「挟まれること等」の「等」には、機械に巻き込まれることが含まれること。

「労働者に危険を及ぼすおそれがあるとき」には、労働者の身体の一部が機械の成形部又は圧縮部に届く場合が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。

第130条の9の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第130条の9の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び両手操作式制御装置が含まれること。

5 食品加工用機械に係るその他の留意事項について

留意事項1

「13号通達」

食品加工用機械に設ける安全装置、覆い、囲い等については、安衛則第28条及び第29条の規定に基づく点検、整備、機能の保持等を徹底する必要があること。

参考

「関係法令」

安衛則第28条（安全装置等の有効保持）

事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等（以下「安全装置等」という。）が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行わなければならない。

安衛則第29条

1 労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない。

安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。

臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること。

前号の許可を受けて安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後、直ちにこれを現状に復しておくこと。

安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失ったことを発見したときは、すみやかに、その旨を事業者申し出ること。

2 事業者は、労働者から前項第 号の規定による申出があったときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。

留意事項2

「13号通達」

食品加工用機械を取り扱う労働者に対し、安衛則第35条の雇入れ時等の教育の実施を徹底する必要があること。なお、同条第1項第1号から第4号までの事項に関する教育の省略が認められている飲食店においても、当該事項に関する教育を行うことが望ましいこと。

また、食品加工用機械の安全な取扱い方法を定めた作業手順書を作成し、これにより作業を行うよう労働者に対する教育を行うとともに、作業手順書に基づいて作業が行われていることを定期的に確認することが望ましいこと。

参考

「関係法令」

安衛則第35条(雇入れ時等の教育)

- 1 事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第 号から第 号までの事項についての教育を省略することができる。

機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

作業手順に関すること。

作業開始時の点検に関すること。

～ (略)

- 2 (略)

労働安全衛生法施行令第2条の業種

1号 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

2号 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

3号 その他の業種

留意事項3

「13号通達」

食品加工用機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分については、安衛則第101条第1項及び第2項の規定に基づく覆い、囲い等の設置を徹底する必要があること。

参考

「関係法令」

安衛則第101条(原動機、回転軸等による危険の防止)

- 1 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。
- 2 事業者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆いを設けなければならない。
- 3 ～ 5(略)

6 機械の「調整の作業」を機械の運転停止義務の範囲に追加 (安衛則第107条)

機械による危険の防止に関する一般基準である労働安全衛生規則第107条に、機械(刃部を除く。)のそうじ、給油、検査、修理の作業に加え、「調整の作業」を行う場合も、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転停止義務の範囲に追加されました。

これは、食品加工用機械のみならず、機械全体に適用されます。

安衛則第107条(掃除等の場合の運転停止等)

- 1 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

留意事項

「13号通達」

第1項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。

第1項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

第1項ただし書きの「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)の別表第2の14(3)イに示されたものであること。

ア 選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。

イ 危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・トゥ・ラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによってのみ動作できること。

ウ 動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。

第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。

第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、同時に当該機械の起動装置に錠を掛けなければ、本項の要件を満たすことにはならないこと。

(参考)

○ リスクアセスメント関連資料・教材一覧

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/>

厚生労働省ホームページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > リスクアセスメント

このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署まで

労働安全衛生規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
目次 第二編 安全基準 第一章 機械による危険の防止 第一節・第二節（略） 第三節 木材加工用機械（<u>第二百二十二条―第三百十条</u>） 第三節の二 食品加工用機械（<u>第三百十条の二―第三百三十条の九</u>） 第四節 第九節（略） 第二章 建設機械等（略） 第二編（略） 第一章（略） （掃除等の場合の運転停止等） 第一百七条 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板	目次 第二編 安全基準 第一章 機械による危険の防止 第一節・第二節（略） 第三節 木材加工用機械（<u>第二百二十二条―第三百十条</u>）（新設） 第四節 第九節（略） 第二章 建設機械等（略） 第二編（略） 第一章（略） （そうじ等の場合の運転停止等） 第一百七条 事業者は、機械（刃部を除く。）の<u>そうじ</u>、給油、検査又は修理の作業を行なう場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板

を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならぬ。

第三節（略）

第三節の二 食品加工用機械

（切断機等の覆い等）

第百三十条の二 事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断又は切削に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

（切断機等に原材料を送給する場合における危険の防止）

第百三十条の三 事業者は、前条の機械（原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。）に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止）

第百三十条の四 事業者は、第百三十条の二の機械（原材料の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から原材料を取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならぬ。

第三節（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（粉砕機等への転落等における危険の防止）

第百三十条の五 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯（令第三十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。）を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯その他の命綱（以下「安全帯等」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（粉砕機等に原材料を送給する場合における危険の防止）

第百三十条の六 事業者は、前条第一項の機械（原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。）に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（粉砕機等から内容物を取り出す場合における危険の防止）

第百三十条の七 事業者は、第百三十条の五第一項の機械（内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に

（新設）

（新設）

（新設）

用具等を使用させなければならない。

- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(ロール機の覆い等)

第百三十条の八 事業者は、食品加工用ロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

(成形機等による危険の防止)

第百三十条の九 事業者は、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が身体の一部を挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等を設けなければならない。

第四節 (略)

(転落等の危険の防止)

第百四十二条 事業者は、粉碎機又は混合機(第百三十条の五第一項の機械を除く。)の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

- 2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

- 3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(新設)

(新設)

第四節 (略)

(転落等の危険の防止)

第百四十二条 事業者は、粉碎機及び混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い、高さが九十センチメートル以上のさく等を設けなければならない。ただし、ふた、囲い、さく等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。)を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い等を設けなければならない。

- 3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯その他の命綱(以下「安全帯等」という。)の使用を命じられたときは

、これを使用しなければならない。

（内容物を取り出す場合の運転停止）

第百四十三条 事業者は、粉碎機又は混合機（第百三十条の五第一項の機械及び内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

2
（略）

（射出成形機等による危険の防止）

第百四十七条 事業者は、射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等（第百三十条の九及び本章第四節の機械を除く。）に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

2
（略）

（内容物を取り出す場合の運転停止）

第百四十三条 事業者は、粉碎機又は混合機（内容物の取出しが自動的に行なわれる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

2
（略）

（射出成形機等による危険の防止）

第百四十七条 事業者は、射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等（本章第四節に規定する機械を除く。）に労働者が身体の一部をはさまれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

2
（略）

基安安発 0530 第 3 号

平成 25 年 5 月 30 日

別紙団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

食品加工用機械に係る労働安全衛生規則の
一部を改正する省令等の周知について

労働安全行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、厚生労働省においては、近年の食品加工用機械災害の発生状況を踏まえ、食品加工用機械による労働災害防止対策の強化等を図るために、別添のとおり、関係法令の改正を行ったところであり、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 58 号）が平成 25 年 4 月 12 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行されるところです。

つきましては、貴団体の傘下会員事業場等関係者に対する改正内容の周知を図られるとともに、本改正内容を踏まえ食品加工用機械等の労働災害防止対策の一層の推進を図って頂くようお願いします。

（別添）

- 平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 13 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(抄)」
- パンフレット（厚生労働省ホームページにも掲載予定）
- 参考資料
 - ・新旧対照表

送付先リスト（２５団体）

１ メーカー団体（４）

- （一社）日本機械工業連合会 会長
- （一社）日本食品機械工業会 会長
- 協同組合 日本製パン製菓機械工業会 理事長
- （一社）日本厨房工業会 会長

２ ユーザー団体（１９）

- （一社）日本食肉加工協会 会長
- （一社）日本パン工業会 会長
- 全日本パン協同組合連合会 会長
- 全日本菓子工業組合連合会 理事長
- 全国菓子工業組合連合会 理事長
- 全国飴菓子工業協同組合 理事長
- 全国製麺協同組合連合会 会長
- 全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会 代表理事会長
- 全国水産加工業協同組合連合会 代表理事会長
- （一社）日本惣菜協会 会長
- （一社）日本フードサービス協会 会長
- （一社）大阪外食産業協会 会長
- （公社）日本給食サービス協会 会長
- （一社）日本弁当サービス協会 会長
- 全国飲食業生活衛生同業組合連合会 会長
- （公社）日本べんとう振興協会 会長
- （公社）日本缶詰協会 会長
- 中央労働災害防止協会 会長
- 全国漁業協同組合連合会 代表理事会長

３ その他の団体（２）

- （一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 会長
- （公社）日本保安用品協会 会長



基発 0 4 1 2 第 1 3 号
平成 2 5 年 4 月 1 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(抄)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 25 年厚生労働省令第 58 号)が本日
公布され、車両系建設機械関係は同年 7 月 1 日から、食品加工用機械関係は同年 10
月 1 日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、
下記のとおりであるので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期
されたい。

記

第 1 改正の趣旨

1 食品加工用機械関係(第 2 編第 1 章関係)

- (1) 食品加工用機械を原因とする休業 4 日以上之死傷労働災害が年間 2,000 件程
度発生しており、その中には、指の切断など後遺障害が残る重篤なものも多く
含まれている一方で、その特性に応じた労働災害防止措置が規定されていない
ことから、食品加工用機械による労働災害の防止を図るために必要な措置を規
定したものである。
- (2) 食品加工用機械を含めた機械一般について、目詰まり等の調整時の労働災害
が多いことから、基準として必要な措置を規定したものである。

2 車両系建設機械関係 (略)

第 2 細部事項

1 食品加工用機械関係(第 2 編第 1 章関係)

(1) 食品加工用機械

ア 切断機及び切削機(第 130 条の 2、第 130 条の 3 及び第 130 条の 4 関係)

第 130 条の 2 の「食品加工用切断機又は食品加工用切削機」とは、スラ

イサー、チョップカッター、バンドソー等の刃部により、食品の原材料の切断又は切削を行う機械をいうこと。

第 130 条の 2 の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第 130 条の 2 の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部分が労働者の手の届く範囲にある場合をいうこと。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の機械の運転の停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状の押し板及び取出し器具が含まれること。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の「用具等」の「等」には、手動で送給する装置で可動部分との接触を確実に防止できるもの、両手操作式制御装置及び金属製又は特殊な化学繊維製の保護手袋が含まれること。ただし、保護手袋については、機械の危険性に応じて有効なものを選択する必要があること。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

イ 粉碎機及び混合機（第 130 条の 5、第 130 条の 6 及び第 130 条の 7 関係）

改正前の第 142 条は、食品加工用のものを含めた粉碎機及び混合機について、転落等の危険を防止する措置を規定したものであるが、第 3 節の 2 の新設に伴い、第 130 条の 5 において、食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機について必要な措置を規定したこと。なお、第 130 条の 5 と第 142 条において規定される措置の内容は同一であること。

改正前の第 143 条は、食品加工用のものを含めた粉碎機及び混合機について、内容物を取り出す場合の運転停止等の措置を規定したものであるが、第 3 節の 2 の新設に伴い、第 130 条の 7 において、食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機について必要な措置を規定したこと。なお、食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機については、連続的に加工を行いつつ、内容物の取り出すことが少なくなく、かつ、有効な用具等の使用によって十分に危険を防止できると考えられることから、作業の性質上、機械の運転停止が困難な場合に限らず、用具等の使用による内容物の取り出しを可能と

したこと。

食品加工用粉砕機及び食品加工用混合機については、連続的に加工を行いつつ、原材料を送給することが少なくなく、内容物を取り出す場合と同様の危険があることから、第 130 条の 6 において必要な措置を規定したこと。なお、原材料の送給が自動的に行われない構造の機械に原材料を送給する場合であっても、労働者に危険を及ぼすおそれのない場合があることから、機械の運転停止等の措置が必要となる場合を「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」に限定したこと。

第 130 条の 5 第 1 項の「食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機」とは、ミキサー、ミル、らいかい機等の回転する可動部分によって食品の原材料の粉砕、破砕、混合、混練又は攪拌を行う機械をいうこと。

第 130 条の 5 第 2 項の「開口部」には、転落のおそれのある開口部だけでなく、機械の可動部分を囲う容器の開放されている部分を含め、それを經由して労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合の当該開口部が含まれること。なお、第 142 条第 2 項の「開口部」についても、同様であること。

第 130 条の 5 第 2 項の「開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるとき」とは、機械の開口部及び可動部分の位置、大きさにより、労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合をいうこと。ただし、機械の駆動力等が次のいずれにも該当するなど、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。なお、第 142 条第 2 項についても同様であること。

(ア) 機械の駆動力が、労働者が自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること

(イ) 機械の駆動速度が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること

(ウ) 機械の可動部分の形状が、鋭利でないこと

第 130 条の 5 第 2 項の「蓋、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「蓋、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第 130 条の 5 第 2 項の「蓋、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

第 130 条の 6 第 1 項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、労働者が原材料を送給する位置や機械の開口部等の原材料を送給する部分の位置、大きさ、さらには機械の可動部分の位置、可動範囲から、原材料を送給する労働者の身体の一部が機械の可動部分に接触する可能性がある場合をいうこと。ただし、 の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当す

る場合は、これに含まれないこと。

第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の機械の運転の停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状のトレイ及び柄杓が含まれること。

第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の「用具等」の「等」には、可動部分の形状が鋭利でない機械に備え付けられたホールド・トゥ・ラン制御装置であって、労働者の身体の一部が接触しても負傷しない程度まで回転速度を下げて運転させることができるものが含まれること。

第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

ウ ロール機（第 130 条の 8 関係）

第 130 条の 8 の「食品加工用ロール機」とは、製麺用ロール機、製菓用ロール機等の食品の原材料を圧延する機械をいうこと。

「労働者に危険を及ぼすおそれのある部分」には、労働者の身体の一部が届くロール部が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者が自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。

第 130 条の 8 の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第 130 条の 8 の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び作業を行う労働者が自ら操作できる急停止装置が含まれること。ただし、当該急停止装置を設ける場合には、原材料の送給に必要な箇所を除き、覆い又は囲いを設ける必要があること。

食品加工用ロール機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

エ 成形機及び圧縮機（第 130 条の 9 関係）

改正前の第 147 条は、食品加工用のものを含めた射出成形機等について、労働者の身体の一部が挟まれることを防止する措置を規定したものであるが、第 3 節の 2 の新設に伴い、第 130 条の 9 において、食品加工用成形機及び食品加工用圧縮機について必要な措置を規定したこと。なお、食品加

工用成形機及び食品加工用圧縮機については、駆動力の小さいものがあり、労働者が身体の一部を挟まれたとしても労働者に危険を及ぼすおそれのない場合があることから、労働災害防止措置が必要となる場合を「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」に限定したこと。また、連続的に加工を行うことが少なくないことから、「戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置」ではなく、「覆い、囲い等」の設置を義務付けたこと。

第 130 条の 9 の「食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機」とは、おにぎりの成形機、マカロニの押し出し機、果実の圧搾機等の圧力を加えることによって食品の原材料の成形、型抜き、圧縮又は圧搾を行う機械をいうこと。

「挟まれること等」の「等」には、機械に巻き込まれることが含まれること。なお、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機には、回転することによって食品を加工するものがあるため、挟まれることだけでなく、巻き込まれることによる危険を防止する措置についても規定したこと。

「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」には、労働者の身体の一部が機械の成形部又は圧縮部に届く場合が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。

第 130 条の 9 の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第 130 条の 9 の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び両手操作式制御装置が含まれること。

(2) 一般基準関係 (第 107 条関係)

ア 機械の調整作業時においても、機械に巻き込まれる等の危険があることから、機械（刃部を除く。）の調整の作業について、掃除、給油、検査又は修理の作業と同様に、機械の運転停止等の措置を義務付けたこと。

イ 第 1 項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。

ウ 第 1 項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

エ 第 1 項ただし書の「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）の別表第 2 の 14（ 3 ）イに示されたものであること。

選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。

危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・トゥ・ラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによってのみ動作できること。

動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。

オ 第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。

カ 第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、同時に当該機械の起動装置に錠を掛けなければ、本項の要件を満たすことにはならないこと。

(3) その他の留意事項

ア 第2編第1章第3節の2に規定する機械(以下「食品加工用機械」という。)に設ける安全装置、覆い、囲い等については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第28条及び第29条の規定に基づく点検、整備、機能の保持等を徹底する必要があること。

イ 食品加工用機械を取り扱う労働者に対し、労働安全衛生規則第35条の雇入れ時等の教育の実施を徹底する必要があること。なお、同条第1項第1号から第4号までの事項に関する教育の省略が認められている飲食店においても、当該事項に関する教育を行うことが望ましいこと。

また、食品加工用機械の安全な取扱い方法を定めた作業手順書を作成し、これにより作業を行うよう労働者に対する教育を行うとともに、作業手順書に基づいて作業が行われていることを定期的に確認することが望ましいこと。

ウ 食品加工用機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分については、労働安全衛生規則第101条第1項及び第2項の規定に基づく覆い、囲い等の設置を徹底する必要があること。

2 車両系建設機械関係(第2編第2章第1節及び別表第三関係) (略)

3 附則関係

ア 施行期日(附則第1条関係)

この省令は、平成25年10月1日から施行すること。ただし、車両系建設機械関係は、平成25年7月1日から施行すること。

イ (略)

ウ 罰則に関する経過措置(附則第4条関係)

改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例によることとしたこと。

工（略）

食品加工用機械を使用して作業を行う事業者の皆さまへ 食品加工用機械を製造する製造者の皆さまへ

平成25年10月1日から、**食品加工用機械**についての規定を追加した
改正「労働安全衛生規則」が施行されます

平成25年10月1日から、食品加工用機械について、作業の特性に応じた安全対策を義務付けた労働安全衛生規則（以下「安衛則」という）が施行されます。
（平成25年4月12日に改正安衛則が公布されました。）

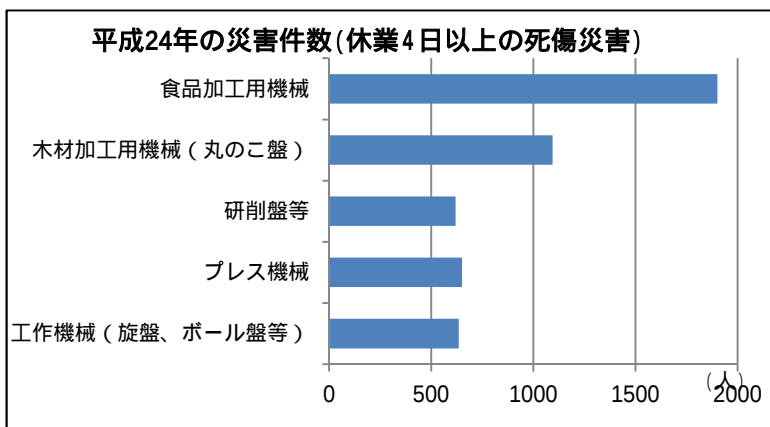
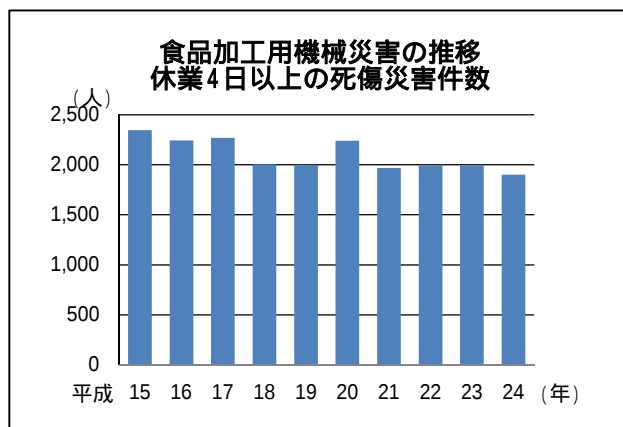
食品加工用機械による休業4日以上の死傷災害は、年間2,000件近く発生しており、他の産業機械による災害に比べ、特に多い状況にあります。

災害内容も、身体部位の切断や挫滅（組織がつぶれること。）により身体に障害が残る可能性のあるものが全体の1/4を占めています。

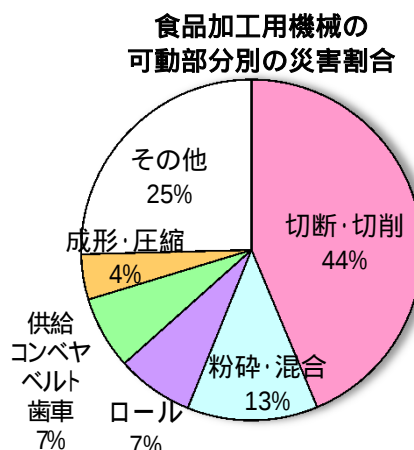
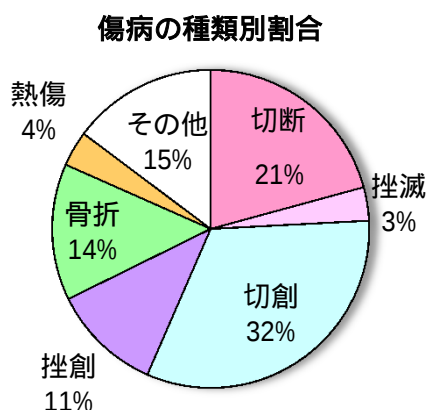
このような状況を踏まえ、機械の危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止、用具の使用などが義務付けられました。

改正安衛則の内容をまとめましたので、食品加工用機械の安全な使用のためにお役立てください。

災 害 件 数

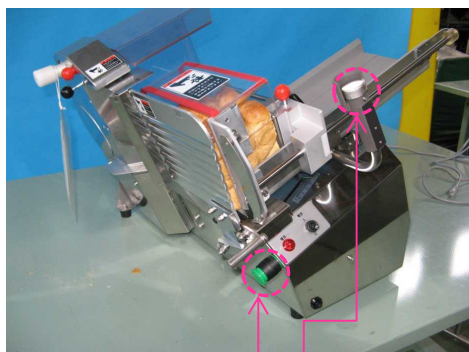


食品加工用機械による傷病及び災害原因となった機械の可動部分の内容（労働安全衛生総合研究所調べ）



食品加工用機械及び安全装置の事例

1 食品加工用切断機(両手操作式制御装置付きスライサー)



始動ボタン



2つのボタンを両手で操作している間のみ、刃が回転する。
(片手をボタンから離れたときは刃が急停止。)

2 食品加工用粉砕機・混合機



インターロック機構(可動式覆いを閉じないと回転部が動かない機能)を有するミキサー



ホールド・トゥ・ラン制御装置(可動式覆いを開いた状態のときでも、ボタンを押している間に限り、低速で回転する。)を有するミキサー

3 イネーブル装置とホールド・トゥ・ラン制御装置



「イネーブル装置」

連続的に操作するとき、機械が機能することを許可するための補足的な手動操作装置(写真では黄色の部分で、適度に握った状態で稼働を許可し、手を握りしめても、手を離しても機械が停止する3ポジションタイプのもの。)

「ホールド・トゥ・ラン制御装置」

手動制御器を作動させている間に限り危険な機械機能を起動し、かつ、低速運転を維持する制御装置。(写真では人差指部のボタン)

1 食品加工用切断機・切削機の対策（安衛則第 130 条の2～4）

安衛則第130条の2(切断機等の覆い等)

事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

留意事項

平成25年4月12日付基発第0412第13号通達。以下「13号通達」といいます。

「食品加工用切断機又は食品加工用切削機」とは、スライサー、チョップカッター、バンドソー等の刃部により、食品の原材料の切断又は切削を行う機械をいうこと。

「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

安衛則第130条の3(切断機等に原材料を送給する場合における危険の防止)

- 1 事業者は、前条の機械(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

安衛則第130条の4(切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止)

- 1 事業者は、第130条の2の機械(原材料の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から原材料を取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

留意事項

「13号通達」

第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部が労働者の手の届く範囲にある場合をいうこと。

第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「機械の運転停止」に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状の押し板及び取出し器具が含まれること。

第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具等」の「等」には、手動で送給する装置で可動部分との接触を確実に防止できるもの、両手操作式制御装置及び金属製又は特殊な化学繊維製の保護手袋が含まれること。ただし、保護手袋については、機械の危険性に応じて有効なものを選択する必要があること。

第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

2 食品加工用粉砕機・混合機の対策（安衛則第130条の5～7）

安衛則第130条の5（粉砕機等への転落等における危険の防止）

- 1 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが90センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯（労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号の安全帯をいう。以下同じ。）を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。
- 3 労働者は、第1項ただし書きの場合において、安全帯その他の命綱（以下「安全帯等」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

留意事項

「13号通達」

第130条の5第1項の「食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機」とは、ミキサー、ミル、らいかい機等の回転する可動部分によって、食品の原材料の粉砕、破碎、混合、混練又は攪拌を行う機械をいうこと。

第130条の5第2項の「開口部」には、転落のおそれのある開口部だけでなく、機械の可動部分を囲う容器の開放されている部分を含め、それを經由して労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合の当該開口部が含まれること。なお、安衛則第142条第2項の「開口部」についても、同様であること。

第130条の5第2項の「開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるとき」とは、機械の開口部及び可動部分の位置、大きさにより、労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合をいうこと。ただし、機械の駆動力等が次のいずれにも該当するなど、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。なお、安衛則第142条第2項についても同様であること。

ア 機械の駆動力が、労働者の自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること。

イ 機械の駆動速度が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること。

ウ 機械の可動部分の形状が、鋭利でないこと。

第130条の5第2項の「蓋、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「蓋、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第130条の5第2項の「蓋、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

安衛則第130条の6（粉砕機等に原材料を送給する場合における危険の防止）

- 1 事業者は、前条第1項の機械（原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。）に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

安衛則第130条の7(粉碎機等から内容物を取り出す場合における危険の防止)

- 1 事業者は、第130条の5第1項の機械(内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

留意事項

「13号通達」

第130条の6第1項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、労働者が原材料を送給する位置や機械の開口部等の原材料を送給する部分の位置、大きさ、さらには機械の可動部の位置、可動範囲から、原材料を送給する労働者の身体の一部が機械の可動部分に接触する可能性がある場合をいうこと。ただし、第130条の5の留意事項のアからウまでのいずれにも該当する場合は、これに含まれないこと。

第130条の6第1項及び第130条の7第1項の機械の運転の停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

第130条の6第1項及び第130条の7第1項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状のトレイ及び柄杓が含まれること。

第130条の6第1項及び第130条の7第1項の「用具等」の「等」には、可動部分の形状が鋭利でない機械に備え付けられたホールド・トゥ・ラン制御装置であって、労働者の身体の一部が接触しても負傷しない程度まで回転速度を下げて運転させることができるものが含まれること。

第130条の6第1項及び第130条の7第1項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

3 食品加工用ロール機の対策(安衛則第130条の8)

安衛則第130条の8(ロール機の覆い等)

事業者は、食品加工用ロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

留意事項

「13号通達」

第130条の8の「食品加工用ロール機」とは、製麺用ロール機、製菓用ロール機等の食品の原材料を圧延する機械をいうこと。

「労働者に危険を及ぼすおそれのある部分」には、労働者の身体の一部が届くロール部が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者が自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。

第130条の8の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第130条の8の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び作業を行う労働者が自ら操作できる急停止装置が含まれること。ただし、当該急停止装置を設ける場合には、原材料の送給に必要な箇所を除き、覆い又は囲いを設ける必要があること。

食品加工用ロール機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

4 食品加工用成形機・圧縮機の対策（安衛則第130条の9）

安衛則第130条の9（成形機等による危険の防止）

事業者は、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が身体の一部を挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等を設けなければならない。

留意事項

「13号通達」

第130条の9の「食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機」とは、おにぎりの成形機、マカロニの押し出し機、果実の圧搾機等の圧力を加えることによって食品の原材料の成形、型抜き、圧縮又は圧搾を行う機械をいうこと。

「挟まれること等」の「等」には、機械に巻き込まれることが含まれること。

「労働者に危険を及ぼすおそれがあるとき」には、労働者の身体の一部が機械の成形部又は圧縮部に届く場合が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。

第130条の9の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第130条の9の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び両手操作式制御装置が含まれること。

5 食品加工用機械に係るその他の留意事項について

留意事項1

「13号通達」

食品加工用機械に設ける安全装置、覆い、囲い等については、安衛則第28条及び第29条の規定に基づく点検、整備、機能の保持等を徹底する必要があること。

参考

「関係法令」

安衛則第28条（安全装置等の有効保持）

事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等（以下「安全装置等」という。）が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行わなければならない。

安衛則第29条

1 労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない。

安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。

臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること。

前号の許可を受けて安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後、直ちにこれを現状に復しておくこと。

安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失ったことを発見したときは、すみやかに、その旨を事業者申し出ること。

2 事業者は、労働者から前項第1号の規定による申出があったときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。

留意事項2

「13号通達」

食品加工用機械を取り扱う労働者に対し、安衛則第35条の雇入れ時等の教育の実施を徹底する必要があること。なお、同条第1項第1号から第4号までの事項に関する教育の省略が認められている飲食店においても、当該事項に関する教育を行うことが望ましいこと。

また、食品加工用機械の安全な取扱い方法を定めた作業手順書を作成し、これにより作業を行うよう労働者に対する教育を行うとともに、作業手順書に基づいて作業が行われていることを定期的に確認することが望ましいこと。

参考

「関係法令」

安衛則第35条(雇入れ時等の教育)

- 1 事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第 号から第 号までの事項についての教育を省略することができる。

機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

作業手順に関すること。

作業開始時の点検に関すること。

～ (略)

- 2 (略)

労働安全衛生法施行令第2条の業種

1号 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

2号 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

3号 その他の業種

留意事項3

「13号通達」

食品加工用機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分については、安衛則第101条第1項及び第2項の規定に基づく覆い、囲い等の設置を徹底する必要があること。

参考

「関係法令」

安衛則第101条(原動機、回転軸等による危険の防止)

- 1 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。
- 2 事業者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆いを設けなければならない。
- 3 ～ 5(略)

6 機械の「調整の作業」を機械の運転停止義務の範囲に追加 (安衛則第107条)

機械による危険の防止に関する一般基準である労働安全衛生規則第107条に、機械(刃部を除く。)のそうじ、給油、検査、修理の作業に加え、「調整の作業」を行う場合も、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転停止義務の範囲に追加されました。

これは、食品加工用機械のみならず、機械全体に適用されます。

安衛則第107条(掃除等の場合の運転停止等)

- 1 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

留意事項

「13号通達」

第1項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。

第1項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

第1項ただし書きの「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)の別表第2の14(3)イに示されたものであること。

ア 選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。

イ 危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・トゥ・ラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによってのみ動作できること。

ウ 動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。

第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。

第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、同時に当該機械の起動装置に錠を掛けなければ、本項の要件を満たすことにはならないこと。

(参考)

○ リスクアセスメント関連資料・教材一覧

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/>

厚生労働省ホームページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > リスクアセスメント

このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署まで

労働安全衛生規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
目次 第二編 安全基準 第一章 機械による危険の防止 第一節・第二節（略） 第三節 木材加工用機械（<u>第二百二十二条―第三百十条</u>） 第三節の二 食品加工用機械（<u>第三百十条の二―第三百三十条の九</u>） 第四節 第九節（略） 第二章 建設機械等（略） 第二編（略） 第一章（略） （掃除等の場合の運転停止等） 第一百七条 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板	目次 第二編 安全基準 第一章 機械による危険の防止 第一節・第二節（略） 第三節 木材加工用機械（<u>第二百二十二条―第三百十条</u>）（新設） 第四節 第九節（略） 第二章 建設機械等（略） 第二編（略） 第一章（略） （そうじ等の場合の運転停止等） 第一百七条 事業者は、機械（刃部を除く。）の<u>そうじ</u>、検査又は修理の作業を行なう場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板

を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならぬ。

第三節（略）

第三節の二 食品加工用機械

（切断機等の覆い等）

第百三十条の二 事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断又は切削に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

（切断機等に原材料を送給する場合における危険の防止）

第百三十条の三 事業者は、前条の機械（原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。）に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止）

第百三十条の四 事業者は、第百三十条の二の機械（原材料の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から原材料を取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならぬ。

第三節（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（粉砕機等への転落等における危険の防止）

第百三十条の五 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯（令第三十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。）を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯その他の命綱（以下「安全帯等」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（粉砕機等に原材料を送給する場合における危険の防止）

第百三十条の六 事業者は、前条第一項の機械（原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。）に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（粉砕機等から内容物を取り出す場合における危険の防止）

第百三十条の七 事業者は、第百三十条の五第一項の機械（内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に

（新設）

（新設）

（新設）

用具等を使用させなければならない。

- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(ロール機の覆い等)

第百三十条の八 事業者は、食品加工用ロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

(成形機等による危険の防止)

第百三十条の九 事業者は、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が身体の一部を挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等を設けなければならない。

第四節 (略)

(転落等の危険の防止)

第百四十二条 事業者は、粉碎機又は混合機(第百三十条の五第一項の機械を除く。)の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

- 2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

- 3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(新設)

(新設)

第四節 (略)

(転落等の危険の防止)

第百四十二条 事業者は、粉碎機及び混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い、高さが九十センチメートル以上のさく等を設けなければならない。ただし、ふた、囲い、さく等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。)を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

- 2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い等を設けなければならない。

- 3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯その他の命綱(以下「安全帯等」という。)の使用を命じられたときは

、これを使用しなければならない。

（内容物を取り出す場合の運転停止）

第百四十三条 事業者は、粉碎機又は混合機（第百三十条の五第一項の機械及び内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

2
（略）

（射出成形機等による危険の防止）

第百四十七条 事業者は、射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等（第百三十条の九及び本章第四節の機械を除く。）に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

2
（略）

（内容物を取り出す場合の運転停止）

第百四十三条 事業者は、粉碎機又は混合機（内容物の取出しが自動的に行なわれる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

2
（略）

（射出成形機等による危険の防止）

第百四十七条 事業者は、射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等（本章第四節に規定する機械を除く。）に労働者が身体の一部をはさまれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

2
（略）